

不動産売却等に関する第三者検討委員会（第6回）議事録

日 時：平成21年4月8日（水）13：30 ～ 15：10

出席者：川端委員長、黒田委員、澁井委員

説明者：資産ソリューション部

場 所：日本郵政株式会社3階 第二応接室

（委員長） それでは、第6回の検討委員会を開催いたします。まず最初に、前回の委員会においてお願いしていた事項について、会社から説明を受けます。

（会 社） 「民営化後の売却手続に、地方公共団体に対して情報提供するというような規程がなくなった背景」についてご説明申し上げます。

公社時代は、「未利用資産は、一般競争により速やかに売り払うことを原則とし」、「公社の持つ特殊性等から、これを公用、公共用、公益事業の用に優先的に活用させることとし、地方公共団体に対しては、事前に情報提供するなどして、取得希望の有無について確認を行うこと」が規定されていました。

民営化後は、民営化会社の経営の自由度という観点から、「契約の性質又は目的に応じて、会社にとって最も有利な方法を選択し売却することとします」と規定しております。

これは、地方公共団体に確認・連絡をしなくても良い、という趣旨で積極的に外したのではなく、民営化されることに伴い、従来以上に柔軟かつ最も効果的な経営判断を行う必要があることから、売却に関しても、一律的に規定しておくことはその時々々の経営判断を束縛することになるので、会社の状況・周囲の環境・経済情勢等に応じて柔軟な経営判断を行えるように改めたものです。従いまして、「地方公共団体への取得希望の有無について確認」の規定がなくなったからといって、ただちに確認が不用としたのではなく、その時々々の経営陣の判断に委ねることとしたものです。以上でございます。

ここで、昨日の夕刊や本日の朝刊の記事について、補足的に説明をさせていただきます。記事は、「譲渡対象の内の12施設プラス9つの社宅について、日本郵政の鑑定評価額では89億円だったものが、総務省の鑑定評価では148億円となり約1.7倍という差が出た」といったものですが、この鑑定評価額の差は、日本郵政の場合は、事業譲渡を前提に社員の雇用を継続するという条件の下で鑑定を行っているのに対して、総務省の方はこの条件は入っていないということで、同じ条件で鑑定を行っていないことから生じております。新聞記事でも、総務省の鑑定は日本郵政の鑑定とは前提条件が異なるということが書かれております。

(委員長) 次に、先週の金曜日に総務省から出されました、日本郵政株式会社法第14条第2項に基づく監督上の命令等について、会社から説明を受けます。

[会社から説明]

(委員) 監督上の命令等の中に「入札価格を評価する際に用いるべき最低価格を決定する仕組みがない」ということが書かれているが、民間の事業会社でもこのようなことを言われるのか。

(会社) おそらく、「一般競争入札」を意識しているのではないかと思います。

(委員) 民間の会社には、あまり関係がないのではないか。

(会社) 民間になったとは言え100%国が株主であり、国民共有の財産の譲渡に関する基本的認識を欠いていた、というようなところから、このように指摘されたのだと思います。

(委員長) では、時間となりましたので、次回、引き続き説明を受けます。

次回には、委員会としての意見書をまとめる際の項目立てについても各委員からお聞きしたいと思いますので、その点も考えてきていただきたいと思います。

それでは、本日の検討委員会を閉会します。